

法政大学宮城県校友会 会則

(平成 23 年 10 月現在)

第1条 (名称および事務所)

本会は法政大学校友会連合会宮城支部と称し、事務所は支部長居住地に置く。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り併せて交友連合会本部と連絡を密にし、似って母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (会員)

- (1) 本会の会員は法政大学の卒業生および縁故者にして役員会の承認を得た者で、原則として宮城県内に在住する者とする。
- (2) 会員にして宮城県から離れたときは、原則として退会したものと認める。
- (3) 会員が死亡したときは、本会は哀悼の意を表するものとする。
- (4) 会員は住所・氏名・職場・その他に異動を生じたときは、速やかに本会に届け出るものとする。
- (5) 本会は会員名簿を作成する。

第4条 (事務)

本会の事務は、幹事長のもとで処理する。

第5条 (役員)

本会に次の役員を置き、会員中から総会において決定する。

支部長 1 名 2.副支部長若干名 3.幹事長 1 名 4.副幹事長若干名
5.会計 2 名以内 6.幹事(30 名以内) 7.監査 2 名

第6条 (役員職務)

- (1) 支部長は本会を代表し、会務を総理する。副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代理する。
- (2) 幹事長は会務を処理する。副支部長は幹事長を補佐し、会務を遂行する。
- (3) 会計は本会の予算・決算等会計事務を行う。
- (4) 幹事は会務を分担して、会員相互間の連絡強調と会務執行の円滑を図る。
- (5) 監査は会計事務を監査し、総会に報告する。

第7条 (役員職務)

役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

第8条 (顧問および参与)

本会に総会の承認を得て最高顧問及び顧問、参与を若干名ずつ置くことができる。

第9条 (総会および役員会)

- (1) 総会は毎年 1 回開催(定期総会)し、会の運営、予算、決算、役員選任、その他重要事項について審議承認を行う。但し、必要ある場合は、臨時に開催(臨時総会)することができる。
- (2) 役員会は支部長、副支部長、幹事長、副幹事長、会計、幹事、監査を以って構成し、必要に応じて開催し協議を行う。尚、支部長が認めたときは、最高顧問、顧問、参与および一般会員が出席し意見を述べることができる。
- (3) 総会および役員会は支部長が召集し、決議はすべて出席者の過半数の同意を得て議決する。

第10条 (会計)

- (1) 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (2) 本会の経費は会費、寄付金その他の収入金を以って充てる。
- (3) 本会の会費は年額 5,000 円とし、総会その他必要経費はその都度別に徴収する。但し終身会員の会費は、年額 2,000 円とする。

第11条 (旅費および会合費用)

- (1) 本会を代表して出席すべき義務のある会合、大会等に参加する会員の旅費および会費は、原則実費を本会負担とする。
- (2) 上記以外に必要な場合は、その都度役員会において決定する。

第12条 (会則の改正)

本会側の改正は、役員会の発議を経て総会において審議決議する。

第13条 (理念)

本会は大学理念である「進取の気象、質実の風」を常に胸にし、互いに「集い、結ぶ」ことを基本とする。

- (1) 会則に付しない事項が生じた場合は、十分な話し合いを行いこれを決めること

附則

この会則は、平成 7 年 4 月 1 日一部改正
この会則は、平成 15 年 4 月 1 日一部改正
この会則は、平成 18 年 4 月 1 日一部改正
この会則は、平成 21 年 4 月 1 日一部改正